

國際連合情報部編
外務省情報部文化課訳

婦人の地位のために

— 國際連合は何をしているか —

パンフレット NO.7

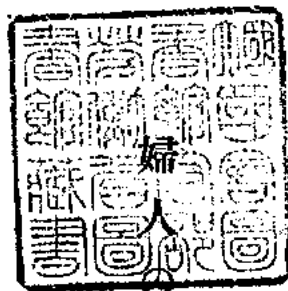
労働省婦人少年局

婦人

25

18

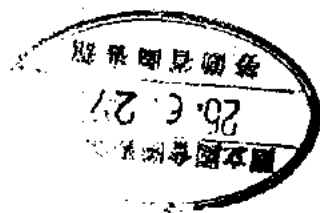
國際連合情報部發行
外務省情報部文化課訳



地位のために

——國際連合は何をしているか——

労働省婦人少年局



目次

目次	一
目 最初の足どり	一
目 政府間の行動	一
目 国際連盟の仕事	三
目 「サンフランシスコ」会議	五
目 憲章の實施について	六
目 事業計画	八
目 委員会の設置について	九
目 第一回會議	一〇
目 第二回會議の結果	一三
目 第三回會議	一八
目 事務局の仕事	二三
目 見 透 し	二四
(附) 婦人の地位に関する国際連合憲章條文	二六

はしがき

第一次大戦の終りから第二次大戦にかけて、男女平等の人権は最も進んだ國々の法律によつて認められてきました。しかしこれがそれぞれの國の國內問題にすぎない間は、國によつて婦人の地位に著しいちがひがあり、その解決はむずかしいので、第二次大戦後、國際連合はこれを國際的な問題としてとりあげ、婦人の地位についての調査や政策の徹底を世界的な規模でおこない、確實な資料を提供し、各國の啓蒙活動と協力とを促すことになりました。

『婦人の地位のために』と題する小冊子は、さきに出版した「婦人の政治上の権利」と同じく、國際連合から外務省に送られてきた婦人問題の貴重な資料のうちの一つで、外務省情報部文化課の方がお忙しい中から訳して下さつたものです。予算の關係上おくれはしましたが今この小冊子を世に送ることができたのを喜び、文化課の御厚意に感謝する次第です。

一九五〇年六月

山 川 菊 榮

本刊行物は United Nations, Department of Public Information: "what the United Nations is Doing for the Status of Women" の全訳であるが、世界の婦人の一般的な地位がどの様な経過をたどつて進歩してきたか、またそのために、国際連合がどのような活動をしているかなどを知る上に好個の文献と思われるので、ここに労働省婦人少年局と協力して印刷に附し、一般の参考提供することにした。

最初の足どり

男女間の平等を勝ちえようとする闘いは、一七九〇年代にさかのぼります。最初の「婦人の権利宣言」は、一七八九年に佛國の革命家によつて提起されましたが、それは却下されました。一八四八年頃になつてやつと婦人の一般的地位を改善しようとする組織だつた運動が數カ國で始められました。これらの運動が勢力を持つようになるにつれて、いくつかの國內的な或いは國際的な機構や會議が世界の異なつた地域で組織されました。その結果として仕事、教育、市民生活及び政治生活における婦人の權利と地位は多くの國で徐々に改善されてきました。婦人は先ず米國のいくつかの州で、次いでニュージーランド、オーストラリア、フィンランド、ノールウェー、デンマーク及びアイスランドで選挙權を獲得しました。

しかしアメリカ、イギリス、ソ連、ルクセンブルグ、ポーランド、ドイツ、オランダ及び他の國々において、婦人に政治上の權利を与えるために、憲法が改正されるというはつきりした風潮があらわれはじめたのは第一次世界大戰後の事でありました。

(4) 諸政府間の行動

いくつかの公的な國際會議がサンフランシスコにおける國際連合の會議の數年前に開かれて、

婦人に関する特定の問題を取扱いました。それらの國際會議は、最初のうちは、婦人の地位に直接關係したのではなく、また平等の原則を推し進めようと試みたものでもありませんでした。

例えば一九〇二年にハーグで採択された條約では結婚、離婚そして未成年者の後見に関する諸國の法律の矛盾不一致を取扱ったもので、一九〇四年及び一九一〇年の條約は婦人と兒童の人身売買の禁止に関するものでした。

一九二〇年に施行された國際連盟規約は決定的な一步を踏み出したものでありました。その規約は婦人に対して國際連盟事務局の職員としての地位を開放し、且つ性別、年齢にかかわらず、あらゆる人達に対して人道的な労働條件を設けることと婦人の売買禁止を定めた條文を含んでいました。國際労働機構は創設以來、婦人の地位をしばしば検討してきましたが、しかし、それが労働條件に関連した婦人の地位についてのみの検討であつたことは無理もないことでした。

一九二三年になつて始めて性別による差別待遇を禁ずる行動が政府間の機關で採られました。同じ年にチリーのサンチャゴで開かれた第五回アメリカ大陸諸共和國會議においては、將來催される會議の議題には、どうしたら婦人の憲法上、法律上の無能力が廢止せられるかについての研究が含まれねばならないということに意見が一致しました。その目的は婦人に対して完全な民法上及び政治上の權利を確保することにあつたのです。この目的を達するために、サンチャゴ會議はアメリカ大陸の諸共和國に対して、婦人にもつと機会を与えること、婦人が現に社會生活で均

達している實際の地位に一致するように民法を改めることを勧告しました。

それに続いてアメリカ諸共和国は、翌年の会議（ハヴァナにおいて一九二八年に開催）でアメリカ諸國間婦人委員会を設けることにしました。この委員会の目的は、アメリカ大陸の諸共和国における婦人の地位を研究し、そして民法上、政治上の権利を獲得するために働くことにありました。この委員会が行った既婚婦人の國籍に関する研究の結果として、一九三三年にモンテヴィデオで開かれた第七回會議においては、この問題に関する條約が採択されました。それから二年後に、國際連盟はあらゆる國に対してこの條約に署名するように勧告したのであります。

ロ 國際連盟の仕事

婦人は連盟の中でばかりにできない役割を演じたにもかゝらず、連盟の仕事については両性は平等であるという規約の原則は充分適用されなかつたのでした。連盟に主として児童、青年保護、安寧委員会、國際知的協力委員会、保健委員会の専門家、顧問等のいろ／＼の資格で婦人代表を送つたものは二十九國に達していましたが、完全な資格をもつ代表を送つたことのある國は八ツにすぎませんでした。事務局では、今までに三人の婦人が部課長としての地位を占めたに過ぎません。

國際連合の書類のうちで、始めて婦人の問題が出てくるのは、一九三一年の記録中にある婦人

に關する決議であります。その年に開かれた第十二回連盟総会は、婦人が連盟の仕事にも十分協力することを許されるようにという要望を發表しました。そして総会は加盟國政府に対して婦人の國籍問題を研究して、次の總會にその問題についての各國政府の意見を提出するように要請しました。

あらゆる部面における婦人の地位の問題が始めて審議されたのは第十六回總會（一九三五年）でありました。即ち同總會で、ラテン・アメリカ諸國および有力な非政府團體を代表する婦人國際機關の連絡委員會は、右の題目が總會の議題にのせられるよう要求しました。總會は加盟國の政府に対して、同問題を審議して報告するよう要請しました。同時に婦人の諸國際團體も、婦人の政治上、民法上の地位についてのあらゆる問題を引續いて研究するよう要請されました。各國の政府も婦人の國際團體も情報を連盟事務局総長に送付することになつていました。三十八カ國から回答が届きましたが、その外に八つの國際婦人團體から貴重な研究資料が寄せられました。

この第一の報告は地方議會および國會の選挙権と被選挙権、住居を選択する権利、子に対する監護の権利、働く権利、財産、收入および所得を管理する権利などの諸権利の平等について資料を提供したものでありました。その調査は不完全ではありましたが、その報告は大きな効果を生みました。その報告によつて、婦人の社會における地位には非常に異つた評價が行われていることがわかり、かつ平等を与えようとする希望も、國によつてたいへんちがつていることが分りま

した。

一九三七年九月三十日、國際連盟総会は「國內法およびその適用によつて確立している世界各國の婦人の地位に關する詳細な情報」という一般的研究を發表することを決議しました。その調査は「優れた専門家による研究團體」が行うこととされ、連盟理事會によつて指命される専門家の小委員會が、公表されるその報告書の調査範圍を案出し、組織し且つ承認することになつていました。

私法に關する部分についてはローマの私法統一國際協會がこれに當りました。パリの公法國際協會が公法の調査を行い、かつ刑法統一國際事務局が刑法に關する部分の責任を負いました。右のうち最後の二者については、パリ法律學校の比較法學協會が協力して働いたのであります。

専門委員會は三回會議を開きましたが、その仕事は戦争のために中断され、私法に關する部分だけが完成したに過ぎませんでした。

四 サンフランシスコ會議

國際連合憲章は右に述べた國際的な努力の頂点をなすものでありました。一九一九年の國際連盟規約は、連盟自身に直接關係のある点でだけ個性の平等を述べただけでした。それから二十六年後、サンフランシスコで、國際連合憲章の起草者達は、男女の權利の平等についての總括的な

條文を、憲章の中に書き入れたのです。憲章の前文では、國際連合に属する諸國の國民は、「基本的人權に對し、人間の尊嚴及び價值に對し、男女同權及び國の大小をとわず各國民の同權に對する信念を再確認する」ことを決意すると宣言しています。國際連合の目的の一つは「人種、性、言語又は宗教に關する差別のない、すべての者のための人權及び基本的自由の尊重を助長奨励することについて、國際協力を達成する」ことにあるのです。更に憲章の第八條には、國際連合は「その主要機關及び補助機關に男子及び女子がいかなる地位にも平等の條件で参加する資格があることに對して、いかなる制限をも設けてはならない」と定めています。

二、憲章の実施について

あらゆる分野における人間の業績の中には、婦人の業績の記録をもとめているのでありますが、婦人が第二次世界戦争の勝利に寄与したということが、國際連合憲章の作成者たちを動かし、た一番大きな外的理由となりました。憲章の中で両性の平等についてくりかえして強調されることになったのは、會議に出席した婦人達自身の大きな貢獻でもあつたのです。

會議に出席した婦人たちは、新しく生まれた國際連合の中に婦人の地位に關する問題を取扱う機構がなければならぬとの意見を述べました。そのための第一歩は、第三委員会がブラジルの

ベルサ、ルッツ博士の次の提案を承認したときにふみ出されたのであります。即ちその提案は「経済社会理事会は婦人の特別委員会を設けて、婦人の状態を研究し、かつ婦人の政治上、民法上、経済上の地位と機会とについての報告書を作成する。その際には性別による差別および制限の問題を特に考察する」ことを勧告したものでした。

この勧告に基いて、経済社会理事会は、ロンドンにおける第一回会議で、婦人の地位に関する小委員会を設けて、婦人の地位に関する事項について、人権委員会に助言を行わせることにしました。また同理事会は、小委員会の将来の仕事の輪廓を描くために九人の著名な婦人の中核團體を設けました。

この中核小委員会は、一九四六年五月十三日ニューヨークのハンター、カレッジで会合しましたが、その構成は次の通りであります。

ミセス・ボデイル・ベグトラツブ（デンマーク）

ミス・ミネルヴァ・ベルナルデイノ（ドミニカ共和国）

ミス・アンジェラ・ジュルダク（レバノン）

ミス・フリデリカ・カリノウスカ（ポーランド）

ミセス・マリ・エレス・ルウォッシュ（フランス）

ミセス・ハンサ・メーク（インド）

ミセス・W・S・ニュー（中國）

チリとソ連の代表は出席しませんでした。

四 事業計画

中核小委員会は次の事業計画を作成しました。

イ 政治 上

普通選挙、男子と平等の選挙権、被選挙権および公職につく権利。

ロ 民法 上

結婚生活における平等の權威（一夫一婦）、子の監護、國籍、財産の取得、管理および相続についての平等の権利。

ハ 社会及び經濟上

婦人に対する社会的經濟的差別の防止、淫売の廃止、母性の特別考慮、有効な健康および社会保険立法の組織。

ニ 教 育

新聞、ラジオ、映画等のあらゆる特殊な分野をも含めて教育の機会均等。婦人の権利のため世界の輿論を喚起すること。事務局内に婦人部局を設けること。計画を促進するために國際連合婦人會議を召集すること。

小委員会は、これらの目的を達成するため、いくつかの方法を案出し、まず國際連合、加盟諸國政府、國內的、國際的婦人團體及び仕事の各分野における専門家の協力を要請しました。加盟

諸國政府で未だ婦人に選挙権を認めていないものは、これを認めるように勧告されました。婦人の地位に関する法律の世界的な調査、最も新しい調査、信頼し得る正しい調査が行われるべきである事がきめられました。そして婦人の活動についての記録を集めなければならないことが認められました。

中核小委員会はまた、恒久的な機関は十五人で構成されねばならないことを勧告しました。

二、委員会の設置について

経済社会理事会は一九四六年六月二十一日に開かれた、その第二回会議で、婦人の地位に関する委員会を設けて理事会の専門機構として働かせるという、重要な措置をとりました。その委員会の任務は政治、経済、社会および教育の問題についての婦人の権利を助長するために勧告案を作成し、かつ報告を行うことであります。同様に婦人の権利に関して至急な取扱いを要する緊急な事例を発見し、研究し、或いは勧告することもその任務になっていました。その委員会は加盟國のうち十五カ國から選ばれる十五人の委員から成ることに決定されました。

理事会は、すべての委員会について定められている手続に基いて、その十五カ國を選ぶことになりました。そしてその選ばれた國々が國際連合の事務総長と相談して委員を指名することにな

つています。その指名が終ると理事会に移されて、そこで確認されることになります。この手続によつて、婦人の地位のあらゆる部面を充分知つている専門家が、委員会に対して助力することが期待されたのであります。

理事会は右会議において、國際連合事務局に指示して、婦人の地位に関する法律とその適用について完全で詳細な研究を行い委員会を援助させることにしました。

委員会が第一回會議を開いたのはそれから八ヶ月後でした。その八ヶ月の間に理事会は再び會議を開いて委員を出す國を選びました。各國の任期は三年が普通ですが、この第一回の選挙では任期二年の國が五カ國、三カ年が五カ國、更に四カ年が五カ國となりました。それは毎年改選をするためで、將來は五カ國の委員の改選が毎年行われることになりました。

十二月十一日に總會は、男子と同等の政治上の權利を婦人にも与えるという、婦人に関する國際連合憲章の目的を未だ果していない國に對して、憲章の右の主旨を履行するよう要請しました。その決議案はデンマーク代表から提出されましたが、全会一致で總會を通過しました。

II 第一回會議

婦人の地位に関する委員会の第一回會議は、一九四七年二月に開かれましたが、それは主として予備的なものでした。その委員達は將來の仕事を勵かして行く原則を建てることに着手しました。

「自由と平等は、人間の發展にとつて肝要である。そして婦人も、男子と同様に人間である以上、男子と同様の自由と平等を享有する権利がある。」

「社会の安寧と進歩は、どこまで男子及び婦人が、それぞれの人格を發展させることができるか、そして自己の又は相互の責任を認識するにかにかつてゐる。」

「婦人はかくて、自由な、健康な、繁榮する道德的な社会という建物の中で決定的な役割を演じなければならぬ。そして婦人は自由な責任ある人としてののみ、この義務を果すことができるのである。」

「婦人は独裁的「イデオロギー」の完全な撲滅、世界の人々の間に民主的な平和を確立するための國際協力、新しい侵略の防止のための闘いに積極的な役割を果さねばならない。」

「この目標に達するため、委員会の目的とするところは、國籍、人種、言語又は宗教の如何にかかわらず、あらゆる種類の人間の仕事の中で婦人の地位を男子と平等なところに引上げることおよび法律の規定、格言又は習慣、慣習法の解釈などによる婦人の差別待遇をすべて廢止することにある。」

政治上の權利については、委員会は普通選挙、平等選挙権、被選挙権並びに公職に就く權利を要求し、且つ人種、言語または宗教の如何にかかわらず市民としてのすべての權利義務を行使する機会をもつて、政府に平等に参与することを要求しました。

委員会は、また民事々件においては、國籍、人種、言語又は宗教の如何にかかわらず、すべての民法上の權利の完全な平等ということをその目的として定めました。

結婚について、委員会は、選択の自由、妻の尊嚴、一婦一夫制、そして平等な結婚の解消權を要求しました。婦人は自己の子及びその他の子に対する平等な監護の權利、自己の國籍を保持する權利を有しなければならないと、委員会は宣言しました。その子は成年になつて、父母の國籍のいずれかを選ぶ權利を持たねばならない。法律上の資格について、委員会は、婦人は未婚、既婚の別なく、契約を結び、相続財産を取得し、これを処分するについて、平等な權利を持たねばならないと宣言しました。

婦人に対する經濟的、社会的、差別を防ぐため、婦人は労働、賃銀、休日その他について男子と同等の權利が与えられねばならない、と委員会は主張しました。

婦人は男子と經濟的、社会的には平等でなければなりません、或る事情——例えば出産の後——のもとでは特別な保護を受ける權利があると委員会は考えました。

出産の前後に母に有給休暇を与え、且つ授乳のため労働時間中に有給の休息を与えて、母と子の利益を國家が保護することが、この点についての委員会の目的であるとせられました。授乳のために特別室を与え、保育所の広い「ハンモック」、医療相談所、託兒所、幼稚園およびその他の施設を設けねばならないとせられました。

委員会はまた、有効な保健と社会保険制度を敷いて、男女の間に平等な予防、治療施設を設ける以外に母子の福祉のため、特別な設備を備えねばならないと主張しました。売淫と性病の害毒の研究を行つて、社会委員会と世界保健機構(WHO)にその問題の処理を要求するようにと示唆しました。

委員会の教育上の目的は無料で完全な義務教育、あらゆる専門的な方面における機会の均等、人類の生長発展に寄与した科学の恩恵を享ける権利などでありました。

委員会はこれらの目的を達するため、人権および平和を助長する一つの方法として、婦人の地位を向上させる必要があるという世論を起すことを提案しました。すべての加盟國は憲章に忠實であることを誓つていたので、加盟國の全面的な支持を期待し得ると、委員会は述べています。委員会は、加盟國が男女の同権を実施するに当つて、援助を与えたいという希望を表明しました。

回 第二回會議の結果

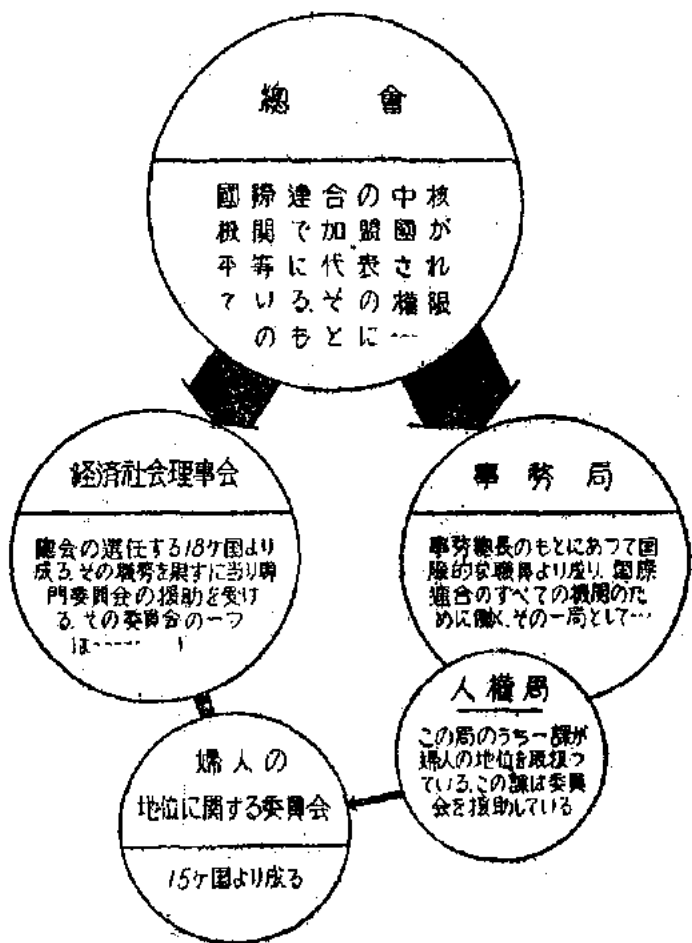
政治上の権利の平等に関する決議が總會を通過してから十三カ月後の一九四八年一月に、委員會は第二回會議を開きました。その間に教カ國における婦人の地位は著しく改善されました。ヴェネズエラとアルゼンティンでは婦人に選挙権を与えました。そしてヨーロッパとアジアの數カ國で婦人は始めて實際に投票しました。これらの進歩は、總會の決議や委員會の設立以外の事

柄にもとずくかも知れませんが、國際連合の目標である差別撤廃を實現する方向へ、歩前進したものでありました。

委員会の審査の結果として、いくつかの勧告が經濟社会理事会の第六、七回會議に提出されました。憲章に定められている平等の原則を——殊に政治分野において——加盟國がどの程度に實施しているかを總會に知らせるため、事務総長に対して婦人の参政権および公職に就く資格に関する最も新しい報告を、總會に毎年提出するよう要請されました。更に理事会は男子と同等の權利を婦人に与えていない國々に対して、經濟、國民、文化、社会および政治生活のあらゆる面で婦人に權利を与えるよう要請しました。これらの國々に対して、憲章が確認している政治上の男女同權をいかにして實現する計画であるかを報告するよう要請し、かつ婦人の参政権および公職に就く資格を實現するため、速かに適當な行動に出るよう要求しました。

これらの原則に基いて、理事会は「加盟國は婦人に対して既婚、未婚の別を問わず、男子と同等の條件ですべての階級の外交官、領事官、司法官、裁判官およびあらゆる自由職その他の公職に就く權利を与え、かつ國際連合の機關および國際機關、國際會議の代表に任命するに際して、男子と平等に考慮する」という委員会の勧告案を採択しました。

婦人の地位に関する国際連合事務組織表



理事会は委員会のほか、提案を承認すると共に加盟國に対して國籍、人種または宗教のいかんにかかわらず婦人に対して、男子と平等の教育の權利と機会を与えることを要請しました。他の決議で理事会は婦人に対する教育の機会という点を強調しました。憲章における平等の原則は教育のあらゆる分野に適用せられねばならないと理事会は公表しました。これは或る國についていうのではなく、殊に技術的な職業的な教育についていうのもありません。理事会はそこで加盟國に対して、婦人に平等の教育の權利を与え、そして國籍、人種または宗教を問わず眞の教育の機会を与えるよう要求しました。更に理事会はユネスコに対して、成年婦人教育計画に特に注意を拂うよう要請し、且つその教育計画を案出するについて、平等の原則に重点をおかねばならないと、示唆しました。

理事会は、男女ともに、同等價值の労働に対する同等の報酬に國する委員会の勧告を承認し、加盟國に対してその原則を國籍、人種、言語および宗教をとわず実施するよう要請しました。また、休暇、社会保険および職業訓練についても同一の權利が与えられねばなりません。母と子の權利は各國において法律的に保護されねばなりません。

委員会はまた、既婚婦人が監護者として行動し、財産および所屬を管理し、独立の商業を行いそしてその他の事業に従事する權利を制限するなど、経済上の權利について種々の異つた法制があることについて注意を喚起しました。既婚婦人の國籍、住居、結婚、離婚に関する各國法律の矛

盾不一致については特別な研究が行われました。理事会は事務総長に対して、右の法律の矛盾について加盟國から提供される情報に基いて一報告書を作成し、そして國籍に關する現存の條約、協定に基いて他の報告書を作成するよう要求しました。これらの二報告書は委員会の次期會議で検討され、本問題に關する勧告の基準となることになっています。

理事会の討議の大部分は、人種、顔色、國籍または宗教の異なる人々の間の結婚について、各國の法律の規定が異つてゐるという事實に關係したものであります。この問題でチリー國は決議案を提出しましたが、ソ連がこれに反対し、別の提案を出しました。採択された決議の中で理事会は離婚を禁止、配偶者選択の權利を制限してゐるすべての立法措置に対して遺憾の意を明かにしました。また婦人が、その本國を去り、夫と共に他國に居住する權利を否認してゐる立法行政的規定をも遺憾なりとしました。理事会はこの問題についての婦人の地位に關する委員会の意見および、チリー、ソ連邦の提案を人權委員会に移すことに決めました。

委員会は、婦人に対して、新しい民法上、政治上の責任について目覚めさせ、選挙に加わるよう励まし、そして公生活に加わるに際して起る偏見を除くことが最も重要であると考えました。これらの目的に従つて、委員会は事務総長に対して、次のことを示唆することにしました。

(1) 男女間の平等に対する偏見を除くため、世界中の新聞、ラジオ、映画および他の報道機關の援助を求めること。

四 これらの偏見を除き、婦人の地位の全局面を世界に知らせるため、できる限りの範囲で國際連合情報局の協力を確保すること。

四 婦人の政治上の権利に關する大衆的な「パンフレット」を含めて、この目的のため、あらゆる種類の宣傳資料を作成すること。

理事会はこれらの提案を承認しました。

四 第三回會議

委員会は、レバノン政府の招待に応じて、次回會議をベイルートで開きました。このことは、婦人問題についてより一層理解を広め、そして世界各地からますます多くの支持を得んがためでありました。會議は一九四九年三月二十一日より四月四日まで続けられました。その会期中に各代表は近東地方の公的機關と非政府團體によつて發案された地域的な會議にも出席しました。こうしたことによつて各代表は多くの重要な婦人團體を一層よく知ることができ、そして委員會の任務内にある問題について、右婦人團體の意見を理解することができました。

その会期中に委員會は、政治分野における婦人の差別待遇を除くための政治的手段に注意を果めました。委員會はベルギーおよびチリーの婦人が、第二回會議以來完全に平等な選挙権と公職に就く権利とを達成したことを称えました。しかし委員會は大多數の國の婦人は全く政治上の権

利を持たないことも認めました。そこで委員会は、事務総長に対して、婦人に政治上の権利を与える條約が可能であるかどうかを検討するよう要請しました。しかし法律上は明かに平等であっても、実際には差別待遇が行われるかも知れません。そこで委員会は、事務総長に対して問題のこの点に関する報告を次回会議のために作成するよう要請しました。

次に婦人の教育の機会についていえば、委員会は婦人の無能力に関する事務総長の報告を研究しました。その報告書は、婦人の法律上の地位および待遇について、事務局が出した質問書中の教育部門に対して、諸政府から寄せられた回答に基いて作成されたものでありました。その報告書には三十七ヶ國の加盟國、五十の植民地および非自治地域の情報が含まれていました。

しかし委員会の感じたことは、右情報では教育上の機会についての法律上の可能性は分るが、その実際の事情は分らないということでした。そこで委員会は、婦人の教育上の機会に対する差別待遇の存在のみでなく、かかる差別待遇の原因をも確かめるため、ユネスコと協力して第二回研究が行われねばならないと、勧告しました。

委員会は、國籍、住居、結婚および離婚に関する諸國の國內法および法律上の慣習の矛盾に注意を拂いました。或る國の現行法では、他の國籍を有する男子と結婚または離婚する婦人は、國籍を失い、または二重國籍を取得することもあり得ると、委員会は観測しました。これらの面倒をなくするため、委員会は、特別な會議か或いは他の適當な機關によつて既婚婦人の國籍に関する

條約案が作成せられ、そしてできれば一九五〇年の総会に提出されるよう勧告しました。

委員会が討議したもう一つの重要な題目は、男女労働者に対する同等労働同等賃金の問題でした。委員会はこの原則を一貫して支持しました。この分野では、國際労働機關（ILO）が協定案を進める責任があると、委員会は認め、そして同機關に対して次の四点に特に注意を拂うべき旨を勧告しました。即ち性別賃金率でなく職別による賃金率の原則、技術的訓練と補導、就職および昇給手続において男女平等であること、婦人労働者の賃金に対する法律上、慣行上の制限撤廃、婦人の家庭内の務め——母性としての務めを含む——から生ずる仕事を軽減する方法を定めることがこれであります。

更に委員会は委任統治地域および非自治地域における婦人の地位についても関与しなければならぬと考えました。

婦人の地位に関する委員会は事務局長に対して、事務局内で婦人が就任している官職の性格およびその比率について報告を作成するよう要請し、且つ加盟國政府が國際連合の諸機構に対する代表團の中に、どの程度に婦人を加えているかを、右の報告中に示すよう要請しました。

また委員会は、既婚婦人の財産上の権利に関する差別的な法律、慣習を廃止する処置をとるために必要な情報入手する一助として、既婚婦人の財産上の権利に関する質問書を配布するよう要請しました。

これらの勧告は多少修正された上で、経済社会理事会第九回会議で採択されました。

委員会第三回会議委員

オーストラリア	ミセス・エルシ、フランセス、バイス
中 國	ミス・セシリア、ジュウ、リン、ツング
コスタリカ	ミセス・グラシエラ、モラレス、デ、エケヴェーリア
デンマーク	ミセス・ホデル、ベツグトラッブ
フランス	ミセス・マリ、エレース、ルツォシユ
ギリシヤ	ミセス・リナP、ツアルダリス
ハイ、デ、イ	ミセス・フォルチュナ、アンドレ、ゲエリイ
イ ン ド	ミセス・ラクシュミ、メノン
メキシコ	ミセス・アマリア、C、デ、カステイロ、レドン
シ リ ヤ	ミセス・アディラ、ペイハム、エル、ジャザイリ
トルコ	ミセス・ミリー、ベクタス
イギリス	ミス・メリー、スザランド
ソ 連	ミセス・エリシエヴエタ、ボボヴァ
北アメリカ合衆國	ミス・ドロシイ、ケニヨン

四、事務局の仕事

委員会が提案し、理事会が承認した事業計画を実行するため、事務局は人権局に婦人の地位に關する一課を設けました。この課は公法私法關係にわたつて、婦人の法的地位および待遇について詳細な調査質問書を作成しました。参政権、公職に就く資格、行政官就職、市民の自由、會計法および國籍に關する質問書は加盟國政府と國際連合の諸機關たる婦人團體に送られました。返事が後れたり或いは來なかつたりしたので、この課では七十三ヶ國における選挙權被選挙權についての法律の規定を自ら研究して、その情報を補足しました。この情報に基いて、この課では一報告書を作成して第二回委員会に提出しました。この予備的な文書は婦人の教育上の機会についての資料をも含んでいました。それは教育が不充分であるといふことは平等を与えることに反對する理由の一つとなることもあるからであります。

事務局長はその教育計画について、ユネスコと合議しました。というのは委員会の目的を實現し且つ性、人種または信仰の如何にかかわらず教育施設をよりよく利用せしめ、あわせて婦人に参政權を認めてはいるが完全な政治上の權利を認めていない地域においての特別な教育計画に關

して、兩者の間を調整するためでした。事務局は婦人の経済的権利に關する國際労働機關（ILO）の豊富な研究を利用しました。

婦人の地位課では、全世界の婦人團體の情報交換所として行動しうるかどうかということを研究しました。このような交換所の第一の目的は、最近になつて選挙権を与えた國の婦人選挙人の教育を援助し、且つまだ選挙権を与えていない國で選挙権を得るため、世論を動かすことです。

委員会の勧告によつて、經濟社会理事会は、事務総長に対して、婦人の権利に關する地域的な國際機關の「オブザーヴァ」を委員会の會議に出席させて、顧問的なそして情報的な資格で行動させる手筈をととのえるよう、且つ委員会とこれらの機關との間に婦人の地位に關する情報を交換する準備をするよう要請しました。

婦人の地位に關する委員会が經濟社会理事会に対して明確な提案をなし得るためには、事務局は勧告の基礎となる權威ある情報を提供しなければなりません。このため、加盟國および信託統治地域における婦人の地位の全局面にわたつて記録を作成しなければならず、またその記録はいつも最新のものである必要があります。これらの記録の中心となるものは、中核小委員会会合後に作成され、事務総長から加盟國政府に送られた「婦人の法律上の地位および待遇」という質問書の返事の中にあります。これらの返事は婦人の地位に關する詳細な研究の基礎となるもので

す。

この公的な情報の外に、世界中の國際的婦人團體および諸政府間の婦人團體から資料が入手されつつあります。この課では、これらの團體の仕事と密接な連繫を保ち、そして委員会に關係があつたり、または婦人の地位に影響するような、すべての發展を見まもつていきます。

婦人の經濟的地位に關する報告を作成するという決定があつてから、事務局は、ILOの調査と報告がどの程度に、委員会の必要に合致しているか、そして經濟分野のいかなる研究が更に必要であるかを確かめるため、ILOと交渉を始めました。

委員会の勧告により、婦人の地位課は委員会の活動と婦人の地位の向上とに關する報道を新聞、ラジオ、映画および出版物を通じて宣傳しています。

(理事会は第九回會議で中國、米國、ソ連、イギリスおよびメキシコを委員に再選し、そして一九四九年十二月三十一日に任期の終るシリヤの代りにレバノンを選任しました。)

五、今後の見透し

全世界の婦人に対して完全に平等な地位を与えることは、國際連合にとつて未だ遠いが、併し達成し得る目標であります。そしてこの方面における國際連合憲章の目的を實施するため、この

機構はこうして発達したのであります。われわれの記録は單に最初の踏み出しを記したものにすぎませんが、この記録によつて、仕事の範圍および如何なる方法でそれがなされているかがよく分ります。

しかし婦人の地位に關する委員会もその他の國際連合機構も、両性の平等の原則を法律化し、かつ施行し得るものでないことは忘れてはなりません。國際連合それ自体は、法律を改正し、または慣習や傳統を打破し得るものではありません。他の方面におけると同様にこの婦人問題においても、そのおもな仕事は教育の仕事であります。今日においてもなお存在する多くの不平等を指摘し、且つ諸政府に対して勧告を与えることによつて、婦人の地位に關する委員会は、一層進歩した、そして民主的な概念の発展に対して道をひらき、その勧告は個々の國における活動的な團體が世界的な支持をかうる方向に向つて働く上に刺激となるのであります。委員会の勧告は婦人自身が平等に向つて働くための道具であります。實際上、婦人はその理想を達成しようとする努力を統合し得る世界的な機構として、委員会および婦人の地位課を持つていたのであります。マリイ、ヘレーヌ、ルフォシェー夫人（フランス）が言つたように「平等を現実のものとすることは、ひとえに婦人の双肩にかゝつてゐる。」同じく委員であるインドのペガム、ハミツド、アリは「現在必要とされるものは婦人がこれらの機会を利用するということである。」と言いました。

婦人の地位に関する國際連合憲章條文

前 文

……基本的人權と、人間の尊嚴及び價值と、男女及び大小諸國の同權とに関する信念を再確認し……

目的及び原則

第一條第三項。經濟的、社会的、文化的又は人道的性質を有する國際問題を解決することと、人種、性、言語又は宗教に関する差別のないすべての者のための人權及び基本的自由の尊重を助長獎勵することとについて、國際協力を達成すること。

機 關

第八條。國際連合は、その主要機關及び補助機關に男子及び女子がいかなる地位にも平等の條件で参加する資格があることに對して、いかなる制限をも設けてはならない。

總 会（權能）

第十三條第一項。總會は、次の目的のために研究を發議し且つ勧告する。……經濟的、社会的、文化的、教育的及び衛生的分野において國際協力を促進すること、並びに人種、性、言語又は宗教に関する差別のない、すべての者のための人權及び基本的自由の実現を援助すること。

經濟的及び社会的國際協力

第五十五條。人民の同權及び自決の原則の尊重を基礎とする諸國間の平和的且つ友好的關係に必要な安定と福利との條件を創造するために、國際連合は、次のことを促進しなければならない。
……人種、性、言語又は宗教に関する差別のない、すべての者のための人權及び基本的自由の世界的な尊重及び遵守。

Ⅱ 國際信託統治制度 Ⅱ

第七十六條(は)項。人種、性、言語又は宗教に関する差別のない、すべての者のための人權と基本的自由とを尊重することを奨励し、且つ、世界の人民の相互依存の認識を助長すること。

一九五〇年六月十五日

印刷

一九五〇年六月二十日

發行

編者

東京都千代田区代官町一番地

勞働省婦人少年局

印刷者

百瀬政雄

印刷所

東京都新宿区花園町六四番地

信陽堂印刷所

婦人問題參考資料

婦人少年局發行

婦人關係資料集報

一九四九年度

婦人關係資料集報

一九五〇年度

婦人關係資料シリーズ

No Ⅰ 女世帯生活実態調査

No Ⅱ 婦人の法制上の地位

No Ⅲ 婦人の地位について

パンフレット

婦人の政治上の権利

インフォメーション・シート

婦人のための法制の知識

同

第一集
第二集

